

所沢市議会政策研究審議会会議記録（概要）

令和3年11月8日（月）

開 会 （午後1時0分）

1 開 会

石本副議長

ただいまから、所沢市議会政策研究審議会を開会します。

皆様、本日はお忙しいところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

2 議長あいさつ

大館議長

政策研究審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

所沢市議会は、平成21年3月に議会基本条例を制定し、議会改革を進めてまいりました。平成28年の2月に早稲田大学とのパートナーシップ協定を締結し、平成30年2月には早稲田大学人間科学学術院と、インターシッププログラムに関する覚書を締結しました。今年度も、9月定例会で、受入れをすることができ、若い世代の清新な目を見た所沢市議会について、御意見を聴くことができました。こうした取り組みを進めているのも、ひとえに、政策提案、政策立案につなげるための議会機能の強化を進めるためでございます。所沢市議会では、政策提案、政策立案につなげるための政策形成機能の強化に取り組んでおりますが、議員や議会事務局の力だけでは調査研究を進めるうえで限界があります。こうしたことから、平成28年3月に議会の附属機関として「所沢市議会政策研究審議会」

を設置し、昨年度の審議会におきましても、各委員会からの諮問に対し、いただきました答申を委員会の調査・研究の成果や提言に反映させていたいただいたところでございます。この審議会におきましても、審議会委員の皆様には、それぞれのお立場からの御意見等をいただき、議会のなかで成果として形あるものにしていくことに努めてまいりたいと思っております。皆様には、諮問事項をはじめ、さまざまな御意見をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

石本副議長

次に、本日は過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、この会議は成立しています。

次に、本日の配布物について確認させていただきます。本日の次第、資料についてお手元のパソコン、iPadに保存させていただいております。

3 諮 問

(議長から扇原会長に諮問書を提出)

扇原会長

議事に入る前に、会議録の作成について、確認したいと思います。

本年1月22日に開催されました政策研究審議会で確認しましたとおり、会議録につきましては要約方式により記載されたものを各委員に御確認いただいた上で、私の承認をもって確定することとし、発言者名の記載の件に関しましても、私の発言は「会長」、他の委員さんの御発言につい

てはお名前を記載することといたしますので、御了承願います。

4 議 事

(1) 諮問事項について

扇原会長

今回の諮問事項は1件です。本件につきまして審議をお願いいたしますが、今回も委員間の情報共有を図りながら進めていければと考えています。

ここで、これからの会議の進め方について、お諮りします。

本日の会議に当たり、事務局からあらかじめ諮問事項に関する資料をお示しいただきましたが、本日は所管の議会改革に関する特別委員会の正副委員長に出席いただいておりますので、まず概要説明をいただき、その後、委員から質疑、御意見、お考えなどをいただくような形で進めていきたいと思っておりますがいかがですか。

(委員了承)

扇原会長

それでは、概要説明について、議会改革に関する特別委員会委員長、島田一隆議員よりお願いします。

島田委員長

諮問書にもあるとおり、議会改革に関する特別委員会では様々な調査・研究をしてきました。昨年同様に審議会で諮問させていただきました議会機能継続計画 BCP も答申をいただき、無事策定することができました。引き続きまして、当委員会の課題の一つである議会基本条例の一部改正に

ついて、議論を重ねてきました。抜本的な改革につきましては、今から5年前に別の特別委員会で議会基本条例に関する一部改正を行いました、5年経過し状況も変化しました。議会の対応におきましても、現行に合わせて改正を試みたり、昨今の新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、例えば、IT技術の活用も必要ではないかという議論を進めてきました。

お手元の逐条解説を説明させていただきまして、概要説明に代えさせていただきます。まず、議員の活動原則第3条第1項第4号は現行条文には「ユニバーサルデザインの理念に配慮し」とありますが、ユニバーサルデザインというよりはSDGsにもいわれているように、多様性というものが今は求められていますので、「市民の多様性を尊重し」という改正案でまとまっています。

次に、議長及び副議長志願者の所信表明ということで第6条に新たに条文を追加しました。所沢市議会におきましては、昨年よりいわゆる正副議長選挙の所信表明会を本会議休憩中に実施することになりました。ただし、地方自治法の関係から議長・副議長選挙とは書くことができませんので、議長及び副議長志願者の所信表明という表現にとどめています。そのなかで、志願者は職務への理念等を述べることを定めるという文言を定めました。また所信表明演説会を本会議休憩中に実施していることから実態に合わせ、新規制定をしました。

続きまして、会議録等の公開を第8条に盛り込みました。会議録は本会

議に関する唯一の公の記録であり、議会に関する争訟等が生じた場合に証拠書類にもなる重要な公文書であるので、本条文で議会の透明性を高め、市民が会議の正確な状況を知る機会を確保するために、本会議の会議録と委員会の会議記録の作成・保管、市民への公開について定めるものとしています。なお、秘密会というものが議会にはありまして、そちらの議事で秘密性が継続する必要がある場合は、非公開とするということをただし書きに盛り込んでいます。

次に、議会モニター制度の第11条で、様々な議論がありましたが、いわゆる市民からの議会モニターということだけではなく、例えば、インターン生の受入れの根拠ともなる形で議会モニターのことを盛り込んでということで議論が進みました。

議員と市長等執行機関の関係を第12条に盛り込んでいます。所沢市議会においては、一般質問ではすでに一問一答方式が導入されていますが、議案質疑においては一問一答制を選択することができるということで、どちらも一問一答方式が主流であるという実態があります。質疑については回数制限によるものの他に、すでに一問一答方式が導入され、一般質問についても多くの議員が一問一答方式で行っているため、実態に合わせ改正するというものです。

続いて、議会広聴広報の充実の第25条で、広聴広報委員会というものは委員会という名前が付いておりましたが、従前は会議体という扱いでした。しかし、本会議場においても委員長報告を行っていたり、議会報告会、

政策討論会、みみ丸カフェ、市議会だよりも含め、非常に広聴広報委員会の役割が大きいということもありますので、こちらは会議体から正式な委員会へ実態に合わせて改正するものです。

情報通信技術の活用の第28条は、先ほど少しお話ししましたが、コロナ禍において、議会をはじめ行政や学校を含め、情報通信技術の活用が遅れているということを議会としても実感をしたところです。議会といたしましては、本会議中のコロナウイルス感染症対策として、約半数の議員が本会議場に出席し、残りの議員が控室でインターネット中継を見るという形で本会議に参加しています。委員会においてもこれから情報通信技術の活用が必要だという話になり、新たに制定するものです。

災害時における議会の活動の第32条ですが、議会における情報通信技術の活用は、先ほど申し上げたとおり大きく遅れているところであり、その改善策と、BCPにも関わる部分ですが、非常時においても市長の専決処分によることなく、通信技術を用いることで議会活動の継続を図り、今後も予想される災害に備えるために新たに制定するものです。

以上が逐条解説による説明になります。今後の当委員会のスケジュールですが、できましたら1月中に答申をいただきまして、その後にパブリックコメントを実施し、3月定例会において改正議案の提出を想定しているということを申し添えさせていただきます。

扇原会長

ただいまの概要説明も含め、本案件に対する質疑、確認などがありまし

たらお願いします。

角田委員

国語の問題だと思いますが、第6条の議長及び副議長志願者の所信表明で、「所信を表明する機会を設けるものとする。」と書いてあり、解説で「志願者は職務への理念等を述べるができることを定めるものである。」となっており、条例では義務規定なのが、解説ではできる規定となっている。乖離しているので解説を変えたほうがよいと思います。

島田委員長

御指摘いただき、ありがとうございます。

廣瀬委員

今の点について質問ですが、逐条解説では「本会議休憩中に実施することから、実態に合わせ新規制定するものである。」とあり、条例にこう書くことにより、本会議で最終的に選出しますから、本会議の議事なのかでこういう機会を設けるとい趣旨を含むのか含まないのか、どういうことでこの条文を作られたのでしょうか。

荻野副委員長

実態としては、昨年から休憩中に所信表明を行えることになったので、今回条文に盛り込むことを検討しました。参考にしたのが取手市議会の条文でして、このなかでは確かに「本会議において」という文言が入っていたのですが、実際所沢市議会では所信表明をどうするのかということ、この特別委員会では正式な運用について詰められなかったため、取手市議会の

条文を参考にして「本会議において」のみを削除しました。実際にはこの条文ができることによって、また別のところで議論していただければと考えています。

廣瀬委員

分かりました。今後のあり方に関する協議の場はまた別にあるということであれば、この条文であればどちら側でもできるのではないかと思いますので、それはそれで条例改正案としては妥当性ありだと思いました。

多様性については、今はダイバーシティという言葉も広まっていますし、東京都の様に長期ビジョンのなかで、挙げた三原則の一つがダイバーシティということで、そういうような意味で、所沢市議会としてもユニバーサルデザインという言葉はダイバーシティという言葉に比べると相対的には狭い意味になると思いますので、今の社会的課題の位置づけ、SDGsでも位置づけられている、「誰も取り残さない」という理念のことを意味するのだということで、条文としてもこのように変えられるのは時宜を得たことだと思いますが、もう少しそうした趣旨を逐条解説では書かれてもよいのではないかと思います。

議会モニター制度ですが、例えば、インターン生もある種のモニターという位置づけにすることによって、条例上の位置づけを明確にして受入れられるようにしようという趣旨ですか。

島田委員長

ここは委員会でも様々議論になり、他市議会のモニターといういわゆる

オンブズマンという形も当初話には出ていましたが、議論していくなかで、ここ数年インターン生を受入れていますが、インターン生は本会議の傍聴のみならず、例えば、市の施設見学に行く際にも職員から話を聞く場面も出てきます。インターン生が議会モニターかどうかというところは確かに委員会でも非常に議論になりましたが、職員の時間や労力を割いていただいているなかでインターン生の位置づけを、また、いわゆるオンブズマンのようなモニターを議会で議論しようとは思っていませんが、仮にこれがしかるべきときにまた議論されるときがある場合にも、できる規定として記しておくということです。

廣瀬委員

説明を受けたときには、解説には議会モニター等となっていて、その「等」の中に含まれている感じなのかと受け止めました。条文は「議会モニター制度を設けることができる」と議会モニター制度の設置根拠の規定になっているわけで、条文の完成に向けては要検討だと思います。条文は一般的に用いられている名称である議会モニター制度としておき、解説でインターンシップ生の受入が事実上の議会モニターとして機能していると説明するのは少し立法技術的には無理があるかもしれない。例えば、「議会モニター」という名称は制度の固有名詞というイメージが強い。一定の市民等に継続的に議会活動に参加してもらいながら意見聴取する機会を設けることができるといったような、少し一般的に広げる形にして、当面は実態的には既に行われている議会インターシップなどもこれに基づく

ものだし、将来においては他議会で置いているような議会モニターを置くことも検討していくというような位置づけのほうが意図を明確に表す条文になるかと思います。いま述べたのは一案に過ぎませんので条文の整理等はもう少し詰める必要があるかと思います。いずれにしても、市民等の意見を広く聴取する仕組みを充実させるというのは望ましい方向性だと思います。これまでの議会のなか、あるいは議会と行政との関係だけでなく、より広く様々な立場の人たちの意見を聞くことも所沢市議会では実施されてきました。例えば、みみ丸カフェやパブリックコメントなどが挙げられますが、これまでの取り組みはその場面ごとの設定でした。それに加えて、モニターにしてもインターンシップにしても、一旦受入れた特定の方々に一定期間継続して議会活動を観察したり、参与していただくことによって、より深い理解のうえで意見を聞くということがこれまでとは違う形の広聴のあり方になります。条文はシンプルに「広く聴取し」ということでよいと思いますが、逐条解説にはそういうインターン生やモニター制度というのが、いま述べたような意味を持つことだけは触れておいたほうがよいかと思います。

広聴広報委員会の設置について、これを議会基本条例に盛り込むことによって、これまでは会議体という条文の運用上、広聴広報委員会という名称の会議体を設置していたということですが、今回は広聴広報委員会という名称を明確にされました。そこで明確にしなければいけないのが、広聴広報委員会を常任委員会や議会運営委員会のように委員会条例に位置づ

けるのかどうかです。委員会条例の適用を受ける委員会とする場合には委員会条例の改正も必要となります。あるいは議会基本条例のみに根拠を持つ、委員会という名称のフォーマルな議会の機関を置くという趣旨に留めるのか、そこは明確に判断したうえで作っていくことが必要になります。個人的な意見としては、議会基本条例のみに根拠を持つ、委員会という名称のフォーマルな議会の機関あたりに留めてよいのかなと思います。委員会条例による委員会とすると委員会条例の既存の委員会に関する手続との整合性を検討する必要も出てきますが、広聴広報委員会固有の役割を考えると、議案審査を任務とする常任委員会等とは運営上も異なる方法が適することが多いと思います。委員会条例の適用はしないで、自由にその都度議会でどのように運営していくか判断したほうが広聴広報委員会についてはよいと思います。

西久保委員

第32条の「災害時における議会の活動」について、逐条解説の中の専決処分についてですが、災害時などの特殊な環境下での議会運営についての準備はよいことと思います。いずれにしても専決処分をなるべく少なくするには、議会が開会できればよいのですが、そのためにも、いつでも議会が開会でき、議会が審議できる環境を整えるための、通年議会はいかがでしょうか。

島田委員長

まさに今、通年議会は議会運営委員会で議論をしていまして、いつから

通年議会に移行するののかというのはまだ議論中ですが、今回コロナウイルスのことがあり、他市議会でも市長の専決処分というのが、仕方がないという形で多くなされてきましたが、どういう予算であれ条例であれ、やはり我々に付託されている議案審議といったことなどは通信技術の目覚ましい進歩もありますので、様々な手段を用いながら議会活動の継続を図って、今後大震災も予想されておりますし、また新しい感染症もあるかもしれませんので、そういうことにも備えていくうえで、こういう条文を設けていくほうが有効ではないかということでした。

荻野副委員長

昨年のBCPのときも、関連するような議論がありました。今回の条文はこちらも取手市議会の条文を参考にしていまして、取手市議会は昨年コロナウイルスの影響を受け始めた頃に、本会議は地方自治法の関係でオンラインでの開催はできませんが、委員会は総務省の見解で可能だということを受けて、導入するにあたり議会基本条例を改正したという経緯を伺いました。所沢市としてもまだ取手市ほどオンラインは進んでいませんが、今後の予算の根拠にもなるのではないかとということで条文としています。

角田委員

第32条の解説として、「市長の専決処分によることなく、」を入れるのかどうか。別に市長の専決処分とは関係なく、議会は情報通信技術によって役割を果たすというほうがむしろ良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

島田委員長

所沢市議会是他市に比べると専決処分が多いわけではないですけど、専決処分はよろしくないのではないかという議論がありましたので、あえて書かせていただきましたが、御指摘いただきました内容について、検討してまいります。

西久保委員

第6条の「議長及び副議長志願者の所信表明」は、市民の方々に映像を流すということですか。

荻野副委員長

現状は、休憩中に議場で実施していきまして、傍聴も可能ですし、インターネットでのライブ中継も行っているのですが、今のところ録画中継までは対応していません。他市議会の場合ですと、休憩中なので会議録としては残っていませんが、録画中継も見られたり、記録も公開したりしていますので、検討が必要かと思えます。

廣瀬委員

特別委員会の方に直接質問することではないのかもしれませんが、本会議で議長、副議長の選挙を行う場合は、地方自治法に基づいて公職選挙法のいくつかの条文が準用されているなかで、立候補の手続きについては準用されていないため、法律上、立候補制による選挙を行うという制度になっていないという理解があります。「立候補者」という言葉を避けられたのはそういうことで、公式な制度的には立候補者はいませんということで

すし、立候補という手続きを仮に議会のなかで取られたとしても、所信表明を述べなかった人に票が入っても無効にならず、有効な1票なので、その意味で言うところの書き方は苦勞されていて、法律の想定していない手続きについての条例化ということと言うと、よく工夫されていると思うのですが、一方で、志願する者が所信表明をするということに位置づければ、選挙の立候補者ということではないので、公職選挙法の立候補手続きが準用されていない選挙だから正式に本会議ではできないという解釈も採る必要はないのではないか。あくまでも選出するための参考となる情報を得るために、所沢市議会の選出のプロセスにおいて必要だと思うから、本会議の議事として志願する者が所信を表明してよいですよという機会を設ける。そのように理解をすれば、そのことの根拠は議会基本条例に書いてあって、このような趣旨を逐条解説に書き込めれば、休憩中にするという法的な配慮は不要となると思います。選出のために必要な情報を議会として得ることが第一義で、その過程で得られる情報を市民も共有することに意義があるということが第二義と理解できる。現在は法律との関係で非常にあいまいな、中途半端な運用を一生懸命に工夫してやっておられるけれど、条例に明確に位置づけることで、いま述べたような意味で本会議の正当な議事であるということが、所沢市議会の本会議の運用方針として、条例の根拠に基づいて明らかにできると私自身は受け止めています。これは参考になればという発言です。議会運営委員会で検討なさる時もそのようなことが審議会の場で発言がありましたということをお伝えいただいて

も構いません。

荻野副委員長

「会議録等の公開」という条文を新たに加えさせていただいたのですが、最近、所沢市議会も委員長報告が簡略化されていまして、会議録をインターネットで公開しているということが一つの理由ですけれども、各常任委員会や特別委員会の記録は、インターネットでも掲載されていますが、議会運営委員会と広聴広報委員会の会議記録については、インターネットに掲載されていないので、今後、議会運営委員会等でも議論していただきたいと考えるのですが、他市議会の事例等を御存じでしたら、お聞かせいただきたい。

廣瀬委員

広聴広報委員会は、所沢市議会独自の組織であって、委員会条例上に位置づけられた会議体ではありませんので、その会議体の役割や位置づけにふさわしい記録の作成の仕方や公開方法を、所沢市議会の方針として独自に設けていく他ないものものだと思います。一方で、会議記録の作成と公開は一般的な流れになっていますから、たとえば議会運営委員会や会派代表者会議も会議記録を作成して公開している議会もあります。ただ、これは推奨したくはないですが、公開の会議の前に例えば会派代表者会議の下打ち合わせなるものができるというお話もありまして、結局、ある程度段取りができていて、「こういう方向でいこう、こういう論点について明らかにしながら、結論を出そう」という段取りができてから先については、

公開を想定して会議運営ができるけれど、その手前で公開を前提としない調整が必要ということになる。いろいろな合意形成の中で、特に微妙な難しい合意形成を努力をしながら、議会運営委員会や代表者会議は全会一致を目指して調整されていたりすると、おのずとそういう部分が出てくるので、あらゆる会議体について必ず公開が良いかと問われると、公開したらそうでそうではない運用上の工夫に行ってしまう部分も出てくるので、そこは裁量の範囲で決めていくしかないのかと思います。もう一つは、実際そういう会議体がどういうふう運営されているかという経験値に基づいて、これなら委員会並みに公開すればよいのではないかとすることで合意できるのであれば、ルール上もそのようにしていけば、その会議運営の作法というものが、組織文化的に定着していきますので、そういうふうに進められればよいのではないかと思います。ただし、最近議会運営委員会までは一般の委員会と同様にしている議会が増えているのではないかと思います。

荻野副委員長

今回の改正部分ではないのですが、条例の前文の中で、所沢市議会の歴史的な部分の記述があるのですが、その中で、現在では政務活動費と文言が変わっていますが「政務調査費」という記載が残っていたり、今は政治倫理条例となっていますが、条例制定当時は規程だったので、規程のままになっていて、制定当時から手をつけていないところを、市民の方がそこだけ見ると違うのではないかと感じられる可能性があるのではな

いかと考えています。そのようなところを現在の形に直すのか、あるいは解説の中で加えたらよいのかのお考えをお聞きしたいです。

廣瀬委員

個人的な意見になりますが、逐条解説で触れておくという範囲でよいのではないかと思います。策定時にそこまでの歩みを踏まえて、最初の策定において、「こういう思い、こういう考え方で策定するんだ」ということを表明した文章ですので、それを随時、10年経ったから変えるとか、その当時と制度が違うから今の制度に合わせるというふうにしないほうが適切ではないか。その代わりに、2008年から2009年にかけて検討したときには、こういう経験を持っていて、その当時の制度はこうであったということ、逐条解説の中で追加的に説明されるということにとどめられるほうが適切ではないかと思います。

西久保委員

第11条の議会モニター制度についてですが、市民が参加できる制度でとてもよい改正と思います。市民の意見が議会に届くことで、市議会がより身近となるわけで、市民の皆さんは期待していることと思います。どのような取り扱いになるのか、内容などについて丁寧に説明したほうがよいと思います。市民の期待に応える実施方法が求められていると思います。

扇原会長

第28条の「情報通信技術の活用」とありますが、具体的に、どのような技術の活用を想定されていますでしょうか。また、その技術をいつまで

に導入するとお考えでしょうか。

島田委員長

現在、使用している技術といたしましては、オンライン会議システムの Webex がありまして、正副委員長連絡協議会で使用したりですとか、議会改革に関する特別委員会でも打ち合わせに使っています。委員会中継については議論の途中ですので、一概に断定はできませんが、他の市議会を見ているとユーチューブを使って、編集などはせずに中継をされたりですとか、議会報告会をユーチューブで配信しています。今のところ考えられるツールは、Webex やユーチューブといったところだと思います。あとは、議会基本条例の一部改正が成立したあかつきには、これを根拠にしてカメラやオンライン会議用のマイクの予算を確保し、御覧になる市民の方に見えやすく、聞きやすい中継画像のため、議会運営委員会や他の委員会でも議論していただきたいと考えています。

廣瀬委員に伺います。議会基本条例の改正を行っている他市議会もありますが、今回を含めまして、所沢市議会の議会改革はどのような状況にあるのか。また、先進的な検討事例があればお示しください。

廣瀬委員

継続的に改正の検討をして、必要に応じて改正しているところは割と少数派です。なぜ改正するのかというと、条例によって実際に議会の動かし方を変えているからこそ、その後の取り組みのなかで改正の必要性を感じられるからではないかと思います。その意味で所沢市議会基本条例は、現に使って

いる条例だということが確認できると見ています。今後への期待ですが、たとえば昨年から話題になっているオンラインによる本会議が適法なのか、適法でないのかということですが、議会の権能そのものと社会情勢においては、議会がその権能を発揮することが難しくなる情勢もあり得るという状況の中で、総務省から委員会なら条例に定めておけばオンラインでよいけれども、本会議については、会議成立のための出席要件が地方自治法に定められていて、その「出席」というのは、物理的に議場に来ることであるという解釈が示されています。それに対して、解釈論として異論を出す人もいれば、それならば、法律上も明確にオンラインでも会議を開けるようにすべきではないかという問題提起をする議会も出てきているわけです。所沢市議会としては、法令上の制約の中でどこまでできるかについては、かなり精密に考えた上で、条例や様々な申し合わせの中で対応を取っておられると思いますが、法令自体をもう少し見直した方がよいのではないか、あるいは法令は変える必要はないけれども、総務省の技術的アドバイスの考え方について、そうではないという考え方が成り立つのではないかということについて、何か積極的にアクションを起こされていないように感じます。例えば、全国市議会議長会でも本会議の開催方法について、秋に意見書を採択したと記憶しているのですが、そういう活動へのイニシアティブとして、所沢市議会発というものがあまり見えてこないのかなと思っております。

荻野副委員長

昨年からコロナの影響で、議会報告会が開催できなかったり、この春はオンラインでやったり、今月、久しぶりに対面で人数制限を採りながら実施する予定ですけれども、なかなか市民の声を聴くという機能が弱くなっているかなという反省もありまして、議会モニターという新しいツールも入れたという背景がありますが、他の議会においてこういった状況の中で市民の声を聴いていこうというような新しいやり方や取組があれば参考にお伺いしたいです。

廣瀬委員

ここはかなり多くのところで苦労されている印象がありますので、オンラインで双方向でやろうとしたときに、そういうものに習熟されている方が市民の中に一定数いらっしゃるのも確かですけれども、そうでない方も大勢いらっしゃるし、人となりを知るという意味では、議員とのコミュニケーションにしても、ソーシャルディスタンスを取るとか様々な配慮が必要にせよ、できれば顔を合わせてやりたいという声も多いと思いますので、こういうやり方ならばオンラインでも画期的にうまくできるというようなものがあるわけではないと思います。一方で、これまでのやり方は残しながらも、オンラインでもやるということによって、これまで週末や夜に行われる議会報告会や意見交換会に、あまり参加されなかった層の方々が参加をしていただけたという例も聞きます。比較的若い世代の参加は、オンラインの場を設けた方が積極的に参加していただきやすいという傾向はあると思いますので、そういう新しい層とのコミュニケーションを図

っていく一つの戦略的な選択として、そういうものを従来の活動に加えて行うということが、例えば、子育てについて、子育て世代の人たちとの意見交換会をオンラインでやるという議会もあると聞いていますので、そういうようなことは積極的に仕掛けていく価値はあるのではないかと思います。

扇原会長

対面とオンラインを組み合わせることは、技術的には難しくないと、先ほど、これまで参加できなかった人たちが参加できる仕組みを導入するということは、とても重要だと思います。他市の先行事例を待たず、ただでなく、「所沢発」という試みをぜひ行っていただけたらと思います。

角田委員

第3条でユニバーサルデザインから市民の多様性に変えられたのは、今になって、ユニバーサルデザインって何ですかと言われて、市民の方がこれは何だということになってしまいますので、中途半端な英語を変に使うと元々の英語の意味から離れて分かりにくくなり、例えば、10年も経つと何を書いているのか分からなくなるので、こういう市民の誰もが分かるような改正は非常によいことだと思います。今、条文を見たら片仮名がなかったけれども、キャッチフレーズのように格好よく見えてアピールができるのであればよいのでしょうけれど、条例となりますと、誰もが分かるような形で、変えるようにお願いしたいと思います。

扇原会長

ここまでの議論では、事前にいただいていた会議記録の中に出てきた確認事項が出尽くした印象ですが、ほかにはいかがでしょうか。

本日は、特別委員会の委員の方々も出席いただいているので、本日の議論や意見に対するコメントや感想でも結構ですので、ぜひ御発言をお願いします。

松本議会改革
に関する特別
委員会委員

特別委員会では回を重ねて議論してまいりまして、委員長から説明があったとおりでございます。熱心な特別委員会ですので、よろしくお願います。

矢作議会改革
に関する特別
委員会委員

特別委員会の中で議論を重ねて、今回、諮問させていただくことになったわけですが、今日の委員の皆さんの御意見を伺い、なるほどそういう視点もあるのだなととても勉強になりました。

川辺議会改革
に関する特別
委員会委員

今回の議会基本条例の改正の議論を通して、しっかりと市民の方に議会を身近に感じられるような方向に近づけたらと、私も勉強しながら議論させてもらいました。

扇原会長

それでは、ここでお諮りします。本日の会議は、ここまでとさせていただき、後日会議録を作成する際に、あわせて皆さんからいただいた御意見

等を整理し、取りまとめたものを、各委員持ち回りで御確認いただき、更に御意見をいただくなどして、まとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

扇原会長

次に、今後の協議についてですが、先ほど島田委員長の概要説明の中で、議会基本条例の改正スケジュールについて説明がありましたことから、今後、答申案をまとめ、令和4年1月に審議会を開催することとし、答申案に対する協議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

扇原会長

以上で、本日の議事を終了いたします。